

## 店頭デリバティブ取引に係るご注意

- 本取引は、商品先物取引法において不招請勧誘禁止の対象となっている店頭デリバティブ取引であるため、お客様より事前に要請がない限り訪問・電話による勧誘はできない取引です。(注1)

※ この取引に関して行われた勧誘が訪問・電話による場合、お客様の要請によるものであることを改めてご確認ください。

- また、本取引は、証拠金の額を上回る取引を行うことができることから、場合によっては、大きな損失が発生する可能性を有しています。また、その損失は、お客様が差し入れた証拠金の額を上回る場合があります。お客様の窓口へのご来店又は勧誘の要請により勧誘が開始された場合においても、本取引の内容等を十分ご理解の上、お取引いただきますようお願いいたします。

- お取引内容に関するご確認・ご相談や苦情等につきましては、お客様の弊社担当営業若しくは<フリーダイヤル:0120-849-188>までお申し出ください。なお、お取引についてのトラブル等は、以下の機関における苦情処理・紛争解決の枠組みの利用も可能です。

日本商品先物取引協会 相談センター

〒103-0016 東京都中央区日本橋小網町9-4

電話番号：03-3664-6243

電話による受付時間：月曜日～金曜日（祝日を除く）9：00～17：00

(注1) ただし、以下に該当する場合は適用されません。

- ・当該取引に関して特定委託者等若しくは特定当業者に移行されているお客様の場合
- ・既に弊社と店頭外国為替証拠金取引若しくは店頭証券CFD取引の契約を締結しているお客様の場合